

# 平塚市ツインシティ大神地区 土地区画整理組合だより

第15号

## 平成30年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について ご承認いただきました！（第14回総会）

秋涼の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和元年8月17日（土）午前10時より平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合の第14回総会を大神公民館にて開催いたしました。

当日は、総会の議題として、「平成30年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について」の議案を上程し、組合員の皆様の慎重なご審議により、承認をいただきました。

本組合は、設立認可から4年が経過しましたが、組合員及び関係者のご協力のもと、整地等の事業については、約86%に着手するなど、事業の進捗を図ることができました。

事業費では、全体事業費（219.32億円）に対し、約61%を執行いたしました。

また、組合事務局の人員体制におきまして、組合設立当初からの高橋千佳夫事務局長が契約期間満了に伴い、9月末日をもって退職いたしました。

10月より新たに、前平塚市都市整備部長の小山田良弘氏を組合事務局長としてお迎えいたしました。

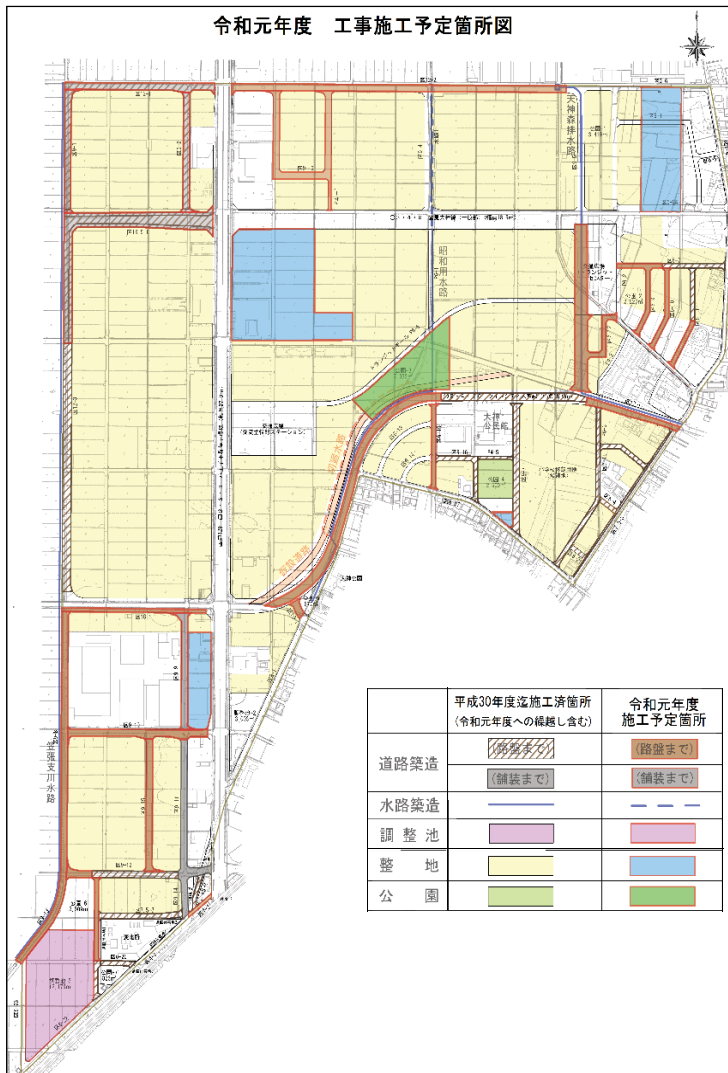
引き続き、組合事業につきましては、安全・安心かつ円滑な事業運営を図ってまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

理事長 福田 文雄



第14回総会の様子

## 工事の進捗状況



元号が平成より令和に改まり、上半期(4～9月)を過ぎ、本年度予定する基盤整備工事(道路築造・水路築造・調整池築造・公園築造・整地工事)について、異常気象及び台風の天候の影響が懸念されましたが、本組合工事においては、概ね予定どおりに進んでおります。(上記「工事施工予定箇所図」参照)

また、組合工事以外となるインフラ整備工事(下水道・上水道・ガス等)につきましても整備が進んでおり、一部の公共下水道及び新設水道の供用開始を行っている状況です。

併せて、神奈川県による国道129号の西側部の歩道等の拡幅整備工事、東側部の屯原堀水路の一部区間の改修工事、倉見大神線の一部区間の道路整備工事が施工されており、各工事とも、今年度の竣工を予定しております。

工事期間中につきましては、道路の規制、通行止など、ご不便をおかけしておりますが、引き続き工事に伴う道路の規制・通行止などのお知らせを、大神地区周辺自治会などの回覧で事前にお知らせしてまいりますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

## 立地企業の進捗状況

三井不動産（1街区）においては、建築工事が完了し、11月をもって事業を開始することとなっております。

また、大和ハウス（3街区）、日本GLP（43街区）、信濃運輸（5街区）においても10月より建築に着手し、完了まで概ね1年程度の建築期間を予定しております。

6街区・8街区につきましては、日本GLPが立地企業として選定され、現在契約に向けた手続きを進めております。

なお、イオンモール（21～24街区）は、12月の土地の引渡しに向け、周辺の道路工事などを進めております。

企業誘致予定箇所図（共同化利用街区/売却・賃貸）



## 事務局長就任のご挨拶

令和元年10月1日にツインシティ大神地区土地区画整理組合の事務局長に就任いたしました小山田良弘です。

3月まで平塚市職員としてツインシティのまちづくりに携わっておりましたが、ご縁がありまして、この度、事務局長として直接関わることになり、大変ありがたく思っております。

ツインシティのまちづくりは、県や市のみならず地域においても重要な事業であると認識しております。土地区画整理組合設立後4年が経過し、道路等の公共施設や造成工事が進み、あわせて立地企業の建物、飲食店、住宅の建築も進んできております。

今後も、組合員の皆様の声をお聞きしながら、この土地区画整理事業がスムーズに展開していき、地域コミュニティの活性化、産業の活性化に繋がっていくよう、微力ながら職務を全うしていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。



事務局長 小山田 良弘

## 各種届出について(組合員の皆様へのお願い)

事業の進捗に応じて必要となる「土地区画整理法第76条申請」、「土地の権利異動の届出」、「共有代表者選任の届出」、「住所変更の届出」などの各書式は組合事務局に備え付けておりますので、下記までお問い合わせください。

### ● 建築行為等の制限があります

土地区画整理法第76条(建築行為等の制限)の規定により、建築物・擁壁・ブロック・フェンスその他の工作物の新築、改築や、土地の区画形質の変更等を行う場合は、平塚市長の許可が必要となります。許可申請書の提出には、本組合の意見書を添付いたしますので、申請前に本組合までご相談ください。

### ● 土地区画整理事業の権利異動・住所変更の届出が必要です

定款第86条の規定により、土地の権利異動(所有権移転、住所・氏名等の変更、土地の分合筆、地目変更など)及び住所変更が生じた場合には、本組合にその旨の届出をお願いいたします。

### 【お問い合わせ】

平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合 事務局

〒254-0012 平塚市大神2559-4

TEL 0463-79-8401 (平日9時~17時)

組合ホームページアドレス <http://twin-ookami.jimdo.com/>

